

コーポレート・ガバナンス(企業統治)

「NEXCO西日本グループ行動憲章」のもと、公正かつ透明性の高い企業活動に努めています。

基本的な考え方

NEXCO西日本では、法令および社会のルールを遵守しつつ、自由で活発な創造的企業活動を公正に行うために、コーポレート・ガバナンスの充実を最重要課題の一つと認識しています。そのため、経営の意思決定、業務執行、さらにはグループガバナンス、情報開示などについて適切な体制を構築し、経営の健全性、効率性および透明性を確保しています。また、すべての社員が共有すべき「NEXCO西日本グループ行動憲章」を定め、常日頃から高い理念と規範に基づき職務にあたるよう努めています。

コンプライアンス

「NEXCO西日本グループ行動憲章」の一部を見直しました

NEXCO西日本のグループ・コンプライアンスの確立および推進を目指して「NEXCO西日本グループ行動憲章」を定め、その実現に向けてグループが一体となって取り組んでいます。

2012年12月には、グループ体制が整ったことを踏まえて、グループ行動憲章の一部の見直しを行いました。具体的には、5つのステークホルダーのうち「社員」と「グループ」を、グループ全体で事業を推進するという考えに立ち「グループの社員」にまとめるとともに、今後とも健全な関係を築く必要がある「お取引先」を加えました。

コンプライアンス委員会を設置し公正で透明性の高い企業活動を実践しています

グループ行動憲章のもと、外部委員を中心とするコンプライアンス委員会を設置し、外部の知見を活用して公正かつ透明性の高い企業活動の実践に努めています。

2012年度は、臨時開催を含め4回開催し、グループ各社のコンプライアンス向上に向けた意見やアドバイ

ス等をいただきました。

社内外にコンプライアンス通報・相談窓口を設けています

公益通報制度として、法令、社内規定、さらには企業倫理等に照らして、グループ各社の業務運営や役員・社員の行動に疑問を感じた時などに、通報や相談を受け付ける「コンプライアンス通報・相談窓口」を設けています。窓口は、社内窓口のほかに、外部窓口(弁護士)を4地区に設置し、広くグループ全体の案件に対応しています。

また、通報者を保護するため、関係者の守秘義務を徹底しており、通報者への連絡が可能な場合は、その結果を通報者に回答しています。

社員の階層別の研修等を実施しています

新入社員を対象とした研修のほか、中堅社員や管理職社員を対象とした研修において、コンプライアンスの向上に向けた講義を実施しています。

また、2012年度はグループ行動憲章の一部見直しに伴い、ポスターおよびコンプライアンスカードを配付し、意識啓発に取り組まれました。

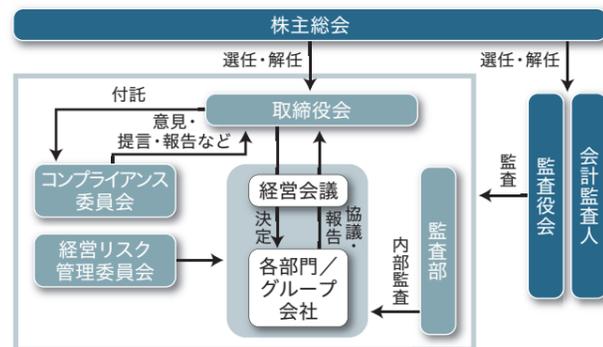
グループ全社の社長が出席するトップコンプライアンス会議を開催しました

2012年度においては、グループ全社の社長が出席するトップコンプライアンス会議を開催しました。

会議では、NEXCO西日本グループとしてコンプライアンスの向上を目指すための議論や報告等がなされるとともに、2011年度に引き続き外部講師を迎えて、コンプライアンスに係るケーススタディを行いました。

また、企業倫理月間やコンプライアンス・ハンドブックの作成・配付などの取り組みを実施しています。

コーポレート・ガバナンス体制図



- 取締役会
取締役と監査役が出席して、原則月1回開催。法令および定款で定められた事項、その他重要な業務執行に関する事項を決議する。
- 経営会議
取締役と執行役員等が出席する。経営に関する重要な事項等について協議または報告され、社内の情報共有が行われる。
- 監査役・監査役会
監査役は、取締役会や経営会議などの重要な会議に出席し、取締役

の職務執行を監査する。さらに、監査役会を月1回、その他必要に応じて随時開催し、監査実施のために必要な決議などを行う。

- 監査部
業務が適法かつ効率的に実施されているか、独立の社内組織として内部監査を実施する。
- 会計監査人
期末のみならず期中においても監査を実施し、会計の適正さを確保する。

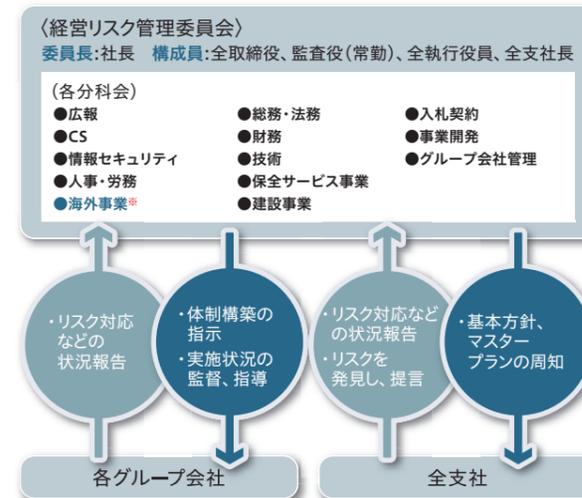
リスクマネジメント

経営リスク管理委員会を設置しリスクマネジメントに取り組んでいます

社長を委員長とする経営リスク管理委員会を設置し、リスクに対する基本方針やリスクの洗い出しなどの基本事項を定めるとともに、リスク対策が常に適切に実施されるよう検証・分析しています。また、委員会に分科会を置き、分野ごとに対策を策定、実施しています。

2012年度は、重点リスクとして、道路構造物老朽化や大規模自然災害等の予防措置の検証・見直しを実施しました。同時に、リスク発現時の初動対応の迅速化等を図るため、対応フローを見直すなど、リスクマネジメントの強化を図りました。

リスク管理体制



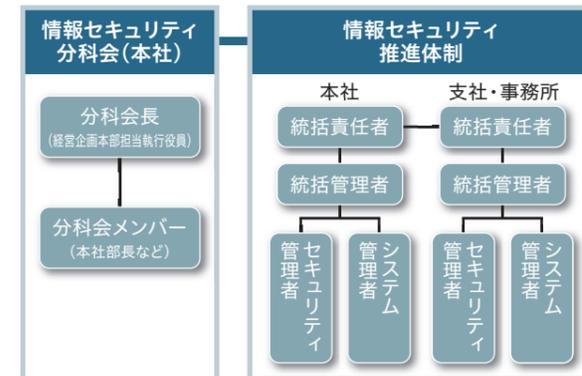
※ 海外事業は、2012年度新設

情報セキュリティ

情報漏えい・システム障害対策とともに情報セキュリティ意識の向上に取り組んでいます

情報漏えいを未然に防止するため、利用者認証、ア

情報セキュリティ推進体制



クセス制限などの不正アクセス対策、ウイルス対策を強化しています。また、社内ネットワーク回線・機器のバックアップ体制を整えるなど、システム障害への対策も徹底しています。

さらに、全社員を対象とした「情報セキュリティ自己検査」を実施しています。結果は、個々の社員にフィードバックすると同時に、各職場での啓発にも活用し、全社員が日常業務で適切に情報資産を管理するよう努めています。

また、月に2~3回「情報セキュリティにご注意シリーズ」のメールマガジンを発行し、注意喚起を行っています。

人権の尊重

人権問題啓発推進会議を設置し毎年、活動を見直しています

NEXCO西日本グループ行動憲章では、社会、社員の信頼に応えるべく、以下のとおり人権の尊重を宣言しています。また、「人権問題啓発推進の基本方針」を制定して、NEXCO西日本グループが一丸となって人権尊重・人権啓発に取り組むことを宣言しています。

さらに、本社および支社に「人権問題啓発推進会議」を設置して、当年度の人権啓発活動を統括するとともに、次年度の活動計画を審議しています。

人権問題啓発推進の基本方針(NEXCO西日本グループ)

- 「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」(世界人権宣言)との認識のもと、私たちは、一人ひとりの人権を尊重し、あらゆる差別をなくすために人権問題の啓発に取り組む、企業としての社会的責任を果たしていきます。
- 人権尊重の意識を常に持ち、誠実・公正に行動します。
 - 人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識の高揚を図るため、啓発活動を推進します。
 - 人権を尊重し、差別をしない、させない、許さない、見て見ぬふりをしない明るい職場づくりに努めます。

人権を尊重した明るい職場づくりに努めています

当社グループでは、人権を尊重し、差別をしない、させない、許さない、見て見ぬふりをしない明るい職場づくりに努めています。2012年度は、「人権ガイドブック」を改訂したほか、各事業所での研修会や社外の講演会に約2,400人の社員が参加しました。

2013年度は、社員が人権啓発情報へ、よりアクセスしやすくするための取り組みを強化します。